

令和7年4月1日より、 車検は有効期間満了日の 2か月前から 受けられます!!

残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査（車検）を受けられる期間は、これまで、自動車検査証の有効期間が満了する日の「1か月前」※と規定されていましたが、令和7年4月1日から「2か月前」となります。

※離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、従前より「2か月前」と規定。今般、変更なし。

改正のイメージ

例えば、車検証の有効期間満了日が令和7年6月15日の自動車は、**令和7年4月15日以降**に継続検査を受検できるようになります

【2年車検の例】

有効期間満了日	車検を受ける日	車検後の有効期間満了日
令和7年6月15日	令和7年4月15日	令和9年6月15日

改正前は、1か月以上前に受検すると有効期間が短縮されてきました

有効期間
短縮!!

有効期間満了日	車検を受ける日	車検後の有効期間満了日
令和7年5月15日	令和7年3月15日	令和9年3月14日

電子車検証の有効期限については、検査標章（車検ステッカー）または「車検証閲覧アプリ」にてご確認ください。

アプリのインストールはこちら

※アプリはWindowsPC用デスクトップアプリ、モバイルアプリがございます。

